

ごみステーション（ごみ置場）設置の手引き（集合住宅向け）

※植木地域は、収集の届出基準やごみ排出方法が異なりますので、北区役所総務企画課にて手続方法の確認をしてください。

1. 設置の手続き

ごみステーションを設置される場合は、次の手順に従って手続きを行ってください。

① 事前協議

事前にごみステーションの位置や構造については、総務企画課と協議してください。

② 地域説明

設置場所や構造がある程度決まったら町内自治会（長）等に説明し、近隣住民等への説明を行ってください。また、「近隣住民説明結果報告書」を総務企画課に提出してください。

③ 設置届出書

ごみステーションの工事に着手する前に「ごみステーション設置届出書」を総務企画課に提出してください。

④ 設置工事

総務企画課から「収集できます。」の連絡があってからごみステーションの工事に着手してください。

⑤ 入居報告書

入居開始日より収集を開始いたしますので、入居の2週間前までに「入居報告書」を総務企画課に提出してください。

2. 設置基準戸数

ごみステーションは、次の戸数で設置してください。

ごみの種類	設置基準戸数	備考
燃やすごみ・紙・プラスチック製容器包装	6戸以上	集合住宅の場合
資源物・ペットボトル・埋立ごみ・特定品目		

※地域のごみステーションが利用できないなど、特別の事情がある場合は、設置基準戸数以下であってもごみステーションを設置することができますのでご相談ください。

3. 設置場所

ごみステーションは、次のような場所に設置してください。

○敷地内の場所

○ごみ収集車が通り抜けできる幅 4m 以上の公道に面している場所

○交差点から5m以上及びバス停から10m以上離れている場所

○ごみ収集車がスムーズに横付けできる場所

※公道に面して設置できない場合は、ごみ収集車が敷地内をスムーズに前進で通り抜けられるようにしてください。

ごみ収集車の大きさ	
高さ	最大 2.8m
幅	最大 2.2m
長さ	最大 6.7m
重さ	最大 8.0 t

4. ごみステーションの面積

ごみの種類	面積	備考
燃やすごみ・紙	0.1 m ² ×戸数	最低でも 1.5 m ² 以上
すべてのごみ	0.15 m ² ×戸数	

5. ごみステーションの構造

① 囲い

取り出し口以外は、ブロックなどで高さ1 m程度の囲いを作ってください。(構造物が難しい場合は、線引きでも結構です。)

② 間仕切り

すべてのごみを出す場合は、間仕切りを設けてください。(線引きでも結構です。)

③ 取り出し口

道路側に面して幅2 m以上の開口を設けてください。なお、扉を設置する場合は、引き戸にしてください。

④ 奥行き

奥行きは道路境界から3 m以内になしてください。

⑤ 床面

できるだけ舗装し、排水口を設けるようにしてください。

⑥ その他

屋根や扉を設置する場合は、有効高さ2 m以上を確保してください。また、ごみステーションの前に駐車車両がないようにしてください。

6. ごみステーションの管理

ごみステーションは、そこを利用する皆さんで管理していただくことになっています。

○交代で掃除をするなど、利用者全員で責任を持ってきれいにしましょう。

○ごみはきちんと分別し、ごみ出しルールを守って出しましょう。

【担当課の問合せ先】

北区役所 総務企画課環境係 (Tel.272-1110)

西区役所 総務企画課環境係 (Tel.329-1142)

中央区役所 総務企画課環境係 (Tel.328-2610)

東区役所 総務企画課環境係 (Tel.367-9121)

南区役所 総務企画課環境係 (Tel.357-4112)